

# 東京保険医協会FAXニュース 2020年4月13日号 会員内資料

【発行】東京保険医協会 〒160-0023 新宿区西新宿3-2-7 KDX新宿ビル4階  
 【お問い合わせ】協会・審査指導対策部 TEL：03-5339-3601/FAX：03-5339-3449

## ■新型コロナウイルス感染症 時限措置 電話等による初診料214点、管理料147点

4/10から新型コロナ感染症の拡大に際しての時限措置として、初診時においても電話や情報通信機器（以下、「電話等」）を用いた診療が可能となりました。電話等初診については医師がその都度慎重に判断する必要があります。協会HPに掲載の事務連絡および「東京保険医新聞4/15号」（今週発送）も併せてご確認ください。

### 新型コロナ感染症に係る電話等による診察の診療報酬上の時限的な取り扱い（4月10日）

○医師が診察は不要と判断	<b>健康相談</b>		診療報酬の対象外
○医師が対面診療が必要と判断	<b>受診勧奨</b>	→自院又は他院における対面診療。 ※ 応招義務違反には当たらない。	

#### 【医療機関の受診歴なし】

○医師が電話等を用いた診療が可能と判断	<b>電話初診</b>	7日上限として処方可能。※ 麻薬・向精神薬、ハイリスク薬（抗悪性腫瘍剤等）は処方不可。	<b>・初診料214点</b> ・処方箋料 ・処方・調剤・薬剤料等
---------------------	-------------	---	---

#### 【医療機関の受診歴あり】

○現在受診中ではないが新たに生じた症状に対して診療	<b>電話初診</b>	過去のカルテ等により患者の基礎疾患の情報を把握した上で診断・処方。 ※ 麻薬・向精神薬は処方不可。	・電話再診料（※1） ・処方箋料 ・処方・調剤・薬剤料等 ・在宅療養指導管理料、材料加算（※2） ・★ <b>管理料147点</b> ・月1回（※3・100点から変更）
---------------------------	-------------	--	--

○対面で受診中の疾患あり	<b>電話再診</b>	<b>【処方可能な医薬品】</b> ・これまで処方していた医薬品。 ・該当疾患により発症が容易に予測される症状の悪化の変化に対して新たに処方する医薬品。 <b>【カルテ記載等】</b> ・電話等による診療により生じる不利益、予測される症状の変化、処方する医薬品について患者に説明し同意を得る。診療内容をカルテに記載。 ・定期的なオンライン診療がある場合は診療計画に予測される症状の変化を追記し、患者に同意を得る。	・電話再診料（※1） ・処方箋料 ・処方・調剤・薬剤料等
--------------	-------------	---	------------------------------------

○電話等初診を行った患者の2回目以降受診	<b>電話再診</b>	電話等初診の取扱いに沿って診断・処方を行う。感染収束後も診療を継続する場合は対面診療を行うこと。	・電話再診料（※1） ・処方箋料 ・処方・調剤・薬剤料等
----------------------	-------------	--	------------------------------------

- ※1 一般病床200床以上は外来診療料
- ※2 過去3カ月以内に同管理料を算定し算定要件を満たしていること
- ※3 慢性疾患を有する定期受診患者で以前より★の管理料を算定していた患者
- ★特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料・・・「情報通信機器を用いた場合」がある管理料
- Ⓜ「情報通信機器を用いた場合・100点」で算定する特例的取扱いは4/9で廃止。4/10から147点に変更。

#### ■電話等初診の条件と留意点

- ア. 電話等初診での診療が適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針について説明をした上で説明内容をカルテに記載。
- イ. 対面診断が必要と判断した場合、速やかに対面診療に移行又は他の医療機関に速やかに紹介。
- ウ. 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するための対策を講じる。
  - ①電話の場合：患者の被保険者証をFAXか写真データを電子メールで医療機関に送付。
  - ②①が困難な場合、電話で氏名、生年月日、連絡先、保険者名、保険者番号、記号・番号を確認。
  - ③視覚情報を含む情報手段の場合：患者の被保険者証と医師の顔写真付きの身分証明書をお互いに確認。
  - ④虚偽の申告による処方が疑われる事例があった場合、東京都に報告する。
- 【その他】・電話等初診を行う医療機関は「別添1」（事務連絡参照）により実施状況を東京都に毎月報告する。  
 ・一部負担金は現金支払いの他、銀行振込、クレジットカード決済、電子決済等の方法で差し支えない。

#### ■処方の取扱い

- ・薬局での電話等による服薬指導等を希望する場合は以下の手順とする。
- 処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、患者の同意を得て医療機関から患者の希望する薬局にFAX等により送付。
- ・電話等初診の際、カルテ等により患者の基礎疾患を把握できない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記。
- ・院内処方：品質保持や確実に授与される方法（書留等）を工夫して渡し、発送後患者に電話等で確認する。